

○ 扶養親族とする場合の添付書類

扶養親族	事 例	添 付 書 類	備 考
配 偶	1 配偶者に所得がない場合		・ (1) の①内縁関係を証明する書類 媒酌人又は所属長等からの証明とする。 ・ (1) の②の証明は、市町村長等の証明とする。
	(1) 次に掲げる場合以外で所得がない場合	① 戸籍謄本（抄本）又は婚姻届受理証明（内縁関係を証する書類） ② 所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は当該証明）	
	(2) 退職した場合	① 1 の(1) の① ② 退職証明 ③ 雇用保険を受給していない事実及び理由を記した申立書	
	(3) 自営業を止め無収入の場合	① 1 の(1) の① ② 廃業の事実及び理由を記した申立書	
	(4) 雇用保険期間満了の場合	① 1 の(1) の① ② 雇用保険受給資格者証の写又は受給期間満了の証明	
者	2 配偶者の所得が基準額に満たない場合		・ いずれの場合においても、給与所得以外の所得があるときは、当該所得の額の証明が必要である。 ・ (2) の②の証明は、市町村長等の証明とする。 ・ 共済組合等が発行
	(1) 会社等に就職している場合	① 1 の(1) の① ② 給与支払（見込）証明又は雇用契約等（賃金及び雇用期間を明示したもの。以下同じ。）の写	
	(2) 自営業の場合	① 1 の(1) の① ② 所得証明 ③ 確定申告書の写等	
	(3) 退職後雇用保険を受給している場合	① 1 の(1) の① ② 雇用保険受給資格者証の写	
	(4) 育児休業給支給終了後の場合	① 1 の(1) の① ② 育児休業手当金支給見込証明書 ③ 育児休業発令辞令の写	

扶養親族	事 例	添 付 書 類	備 考
子	1 職員に配偶者があ る場合		・ 乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）である子については、所得証明の添付は必要ない。 ・ 高校（定時制及び通信制を除く。）の在学期間に係る所得証明の添付は必要ない。 ・ 配偶者が県職員（県費負担教職員を含む。）である場合1の(2)の③及び④の添付は必要ない。
	(1) 配偶者が職員の扶養親族の場合	① 戸籍謄本（抄本）又は養子縁組届受理証明 ② 子の所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は当該証明）	
	(2) 配偶者が職員の扶養親族でない場合	① 1の(1)の① ② 1の(1)の② ③ 配偶者に係る所得証明 ④ 配偶者が会社等に勤務している場合当該子の扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業等の場合は子を扶養していないことの申立書	
	2 職員に配偶者がない場合	① 1の(1)の① ② 1の(1)の②	
父	1 無収入の場合	① 戸籍謄本（職員及び除籍された職員の兄弟姉妹が記載されているもの） ② 所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は当該証明） ③ 兄弟姉妹及び父母の一方が会社等に勤務している場合は、父母についての扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業等の場合は父母を扶養していないことの申立書 ④ 父母と別居している場合は、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等を具体的に記載した申立書	・ 職員が父母と同居している場合は、別居している兄弟姉妹については③の添付は必要ない。
母			

扶養親族	事 例	添 付 書 類	備 考
父 母	2 収入がある場合		いずれの場合においても、給与所得以外の所得があるときは、当該所得の額の証明が必要である。
	(1) 給与等（雇用保険を含む。）がある場合（次に掲げるものを除く。）	① 1の① ② 給与支払（見込）証明、雇用契約等の写又は雇用保険受給資格者証の写 ③ 1の③ ④ 1の④	
	(2) 年金等がある場合	① 1の① ② 年金証書等の写 ③ 1の③ ④ 1の④	
	(3) 事業所得等がある場合	① 1の① ② 所得証明 ③ 1の③ ④ 1の④ ⑤ 確定申告書の写等	
孫		① 孫の父母（職員の子）の戸籍謄本 ② 孫及び孫の父母の所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は、当該証明） ③ 孫の父母が会社等に勤務している場合は、孫の扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業等の場合は孫を扶養していないことの申立書 ④ 職員が孫と別居している場合は、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等についての申立書	- 乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）である子については、所得証明の添付は必要ない。 - 高校（定時制及び通信制を除く。）の在学期間に係る所得証明の添付は必要ない。
祖 父 母		① 祖父母及び職員の戸籍謄本（抄本） ② 祖父母及び祖父母の子（職員の父母）の所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は、当該証明） ③ 祖父母及び祖父母の子が会社等に勤務している場合は、祖父母の扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業等の場合は祖父母を扶養していないことの申立書 ④ 職員が祖父母と別居している場合は別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等についての申立書	

扶養親族	事 例	添 付 書 類	備 考
弟 妹		① 父母の戸籍謄本 ② 父母及び兄弟姉妹の所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は、当該証明） ③ 父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、弟妹の扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業等の場合は弟妹を扶養していないことの申立書 ④ 職員が弟妹と別居している場合は、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等を具体的に記載した申立書	・ 乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）である弟妹については所得証明の添付は必要ない。 ・ 高校（定時制及び通信制を除く。）の在学期間に係る所得証明の添付は必要ない。
重 度 心 身 障 害 者	1 重度心身障害者が職員の子の場合	① 戸籍謄本（抄本） ② 所得証明（これに代えて非課税証明又は無職無収入証明を発行する場合は当該証明） ③ 職員の配偶者が会社等に勤務している場合は、子の扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業等の場合は子を扶養していないことの申立書 ④ 職員が重度心身障害者と別居している場合は、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額を具体的に記載した申立書 ⑤ 医師の診断書等	・ 医師の診断書は、終身労務に服することができない程度であることを明示したものではない。ただし、重度心身障害者が職員の子の場合で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は必要ない。
	2 重度心身障害者が職員の子以外の場合	① 重度心身障害者の父母の戸籍謄本及び重度心身障害者の戸籍謄本 ② 1 の② ③ 重度心身障害者の子、父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、重度心身障害者の扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明、自営業の場合は扶養していないことの申立書 ④ 1 の④ ⑤ 1 の⑤	